

令和6年度決算審査

第3回定例会は「決算議会」と呼ばれる。監査委員が7月11日から17日まで審査を行ったあと、意見書にまとめられ村長に提出。村長は本議会に意見書と主要成果説明書等を提出しなければならない。付託された関係常任委員会で全ての会計決算（令和6年度）を慎重に審査し、最終日、全員賛成で認定した。



【監査委員意見書抜粋】

令和6年度の一般・特別・公営企業各会計と基金運用、健全化法の指標を審査した。

計数・諸表は概ね正確だが、予算執行の説明に不十分な科目があり、各種補助金は規程通りでも効果検証の徹底を要する。村民の信頼を損なわぬ運営を求める。

ワイン用ブドウ撤退等の課題はあれど、厳しい財政下で事業を適切に遂行。経常収支比率は95.9%（前年+0.5pt、望ましさは75%以下）で弾力性は低下。交付税減・災害復旧起債償還増に加え一般財源負担増を踏まえ、人件費・補助金・扶助費等の見直しと、起債事業や新規事業（議決済事業も含む）の一層の精査・先送り検討を求める。

震災・物価高等で生活再建が厳しい住民の安心と実感ある施策を要請する。今後も厳しさが続く前提で、経費抑制・事務効率化・資産活用を進め、議会と執行部の議論を深め活力ある村づくりに繋げるよう切望する。

合同 常任委員会

定例会4日目（9月11日）総務産業、文教厚生 of 合同常任委員会を開催。
第3回定例会に上程された議案について執行部に詳細な説明を求めた。

税の収納業務について（認定第1～第7号）

〈山本涼子委員〉

徴収率を上げる為、各課横の繋がりで有効な策を図っているか。

〈税務課長〉

税は徴収税法に基づき、水道・住宅等においては条例等に基づき各課で徴収に当たっている。

水道料徴収について（議案第37号）

〈工藤眞巳委員〉

物価高騰対策事業で水道料の減免期間がある。一方で水道料の徴収が改正される。混乱を招かぬよう住民に周知を。

〈水・環境課長〉

水道基本料金の減免は今年度3ヶ月間（11～1月）を予定。また、来年6月から水道料徴収を「毎月」から「2ヶ月ごと」に改正。周知も行う。